

乙訓郡「惣国」の構造

惣国一揆論の再検討

呉 座 勇 一

はじめに

室町期社会を語る上で「国人一揆」、また戦国期社会を語る上で「惣国一揆」という用語は欠かせないものだろう。

永原慶二氏は「国一揆」と「土一揆」を峻別した稲垣泰彦氏の視角に一定の理解を示しつつも、稲垣氏の「国一揆」概念に対しては、「安芸国一揆」など南北朝～室町期に登場する「国一揆」は支配階級たる「国人領主」の一揆であり、「山城国一揆」など応仁の乱以降に畿内地域で展開した農民闘争的な「国一揆」とは区別する必要がある、と批判を加えた。そして前者を「国人一揆」、後者を「惣国一揆」と称すべきとして、両者の区分を提唱したのである。

永原氏は「惣国一揆」を、「国人」層（ここでは土豪⇨小領主と呼ばれる中間層の意）と農民との「統一戦線」として形成されたもので、「物」を基礎単位とした一国規模の反権力闘争である、と規定した。⁽²⁾二つの異なる階層が手を結んだ連合体としての一揆という永原氏の視角は、その後の一揆研究を大きく前進させたが、氏の惣国一揆論は、その定義や範疇をめぐる激しい論争を引き起こすことにもなった。

惣国一揆の性格規定に関する議論は多岐にわたるが、惣国一揆の担い手をどの階層に見るかが主要な論点だった。特に、永原慶二・村田修三・宮島敬一といった各氏と峰岸純夫・石田晴男両氏との間には、大きな見解の対立があった。

村田・宮島両氏の場合、惣国一揆の主体を村落上層たる中間層とする点で永原説に近い。⁽³⁾

これに対し峰岸氏は「惣国一揆」を、様々な地域的偏差・特色を含みながら、その内部に同名中という一族・被官の組織を内包した国人・小領主連合（領主組織）であり、村落共同体（惣村）を支配する共同体と定義した。⁽⁴⁾惣村を基盤とする農民闘争の一種とみなす永原氏の「惣国一揆」概念とは対極的な学説と言える。

領主側の論理を重視する峰岸説と親和性が高いのが石田説である。⁽⁵⁾石田氏は国人⇨幕府御家人の主導性をより高く評価しており、また守護権力との関係を重視している。石田説の場合、南北朝・室町期の「国人一揆」が守護権力と対抗的な国人連合であるのに対し、室町幕府・守護・国人体制を前提として戦国期に成立した「惣国一揆」は守護権力を推戴した国人連合である、とされる。そして「惣国一揆」は「戦国期守護」

(1) 乙訓郡「惣国」の構造 (呉座)

と比べて守護の権限が弱い⁽⁶⁾ため、土豪層や農民層に規制される在地主義的な性格を強く持つという。

惣村を基盤とする一揆か、それとも惣村とは明確に区別される領主の一揆か。こうした二者択一的な議論の枠組みに挑戦したのが、一九八〇年代以降の地域権力論的視角に基づく一連の研究である。池上裕子・湯浅治久氏らは惣国一揆を、領主の一揆と百姓の一揆が共同した重層的な一揆と捉え、前代の国人一揆と全く異質な、新段階の地域権力として位置づけた⁽⁷⁾。

自律的地域秩序の形成を追究する一九九〇年代の「地域社会論」は、池上・湯浅氏らの議論を更に押し進め、「合力関係にあった村々」『地下』と在地領主は、戦乱や臨時役の賦課回避など『地域社会』の共通の政治的課題に直面すると、『地域』の秩序を支える仏神に結集して、地域社会の公共性を根拠に、ともに一揆した。これが『惣国一揆』である⁽⁸⁾と主張した。

ここにおいて惣国一揆は戦国期の一揆として、その特殊性と画期性が明確に意義づけられるようになった。けれども、その反面、室町期の国人一揆との連続性が見えにくくなってしまった。そうした研究動向を象徴するのが、湯浅氏の「惣国一揆」論が提起する最も本質的な論点は、戦国期の「一揆」が村落・百姓層を含みこんで成立することの意味を問うこと⁽⁹⁾（傍点は筆者が付した）という提言であろう。領主の一揆と百姓の一揆の連合と言いながら、現行の惣国一揆論では村落・百姓の台頭が強調され、領主の存在は後景に退いてしまっているのである。

また、史料用語としての「惣国」の語義を確定せずに議論を進めた結果⁽¹⁰⁾、史料に見える「惣国」を分析概念としての「惣国一揆」へと無条件で変換する傾向が強い点も問題である。このため、戦国期畿内に発生した「惣国」や郡一揆の殆どが、その多様性が正確に評価されないまま

「惣国一揆」に認定されていった⁽¹¹⁾。

そこで本稿では、史料に即した形で「惣国」の構成主体を明らかにし、惣国一揆論再検討の参考に供したい。具体的な検討対象としては、山城国の乙訓郡「惣国」を採り上げる。これは、乙訓郡「惣国」が他の「惣国」に比して、東寺文書をはじめとする豊富な史料に恵まれており、史料に登場する「惣国」を分析する上で格好の素材だからである。

一 乙訓郡「惣国」をめぐる研究史

京都近郊の桂川西岸、西岡の乙訓郡において、長享元年（一四八七）と明応七年（一四九八）に結成された乙訓郡一揆は、先行研究において「惣国一揆」と規定される一揆の一つである。

乙訓郡一揆は山城国一揆とほぼ同時期に存在したため、かつては山城国一揆の一組織とみなされていた⁽¹²⁾が、現在では相楽・綴喜・久世の宇治川以南の山城国上三郡を基盤とした山城国一揆とは別組織であることが明らかにされている⁽¹³⁾。

右の研究史の展開に規定され、山城国一揆と乙訓郡一揆は一括して論じられることが多かった。石田晴男氏は、両一揆を細川氏による山城領国化の過程で発生した過渡的な産物と評価した⁽¹⁴⁾。しかし、乙訓郡一揆成立の要因として細川政元による「承認」の存在を説く石田氏の議論は今谷明氏の京兆専制論を前提にしていたため、畿内政治史研究の進展に伴い京兆専制論が否定されていく中で批判に晒されることになった⁽¹⁵⁾。

玉城玲子氏は、「山城国一揆」と「乙訓国一揆」が同様の内部構造を持つっていると漠然とみなしてきた先行研究に疑問を呈し、網羅的な史料検証を行った。そして乙訓の「惣国」は山城国一揆と異なり、半済賦課権や検断権を有しておらず、また「各庄園内の支配者層」の参加しか見

出せないと主張した。⁽¹⁶⁾乙訓郡「惣国」の初の専論として重要である。

これらの研究を批判的に継承し、乙訓郡一揆を素材に惣国一揆論を展開したのが湯浅治久氏である。湯浅氏は、西岡の中小国人の存在形態を、革嶋氏という具体例の分析に基づき、在地領主と定義した。その上で、神足氏ら在地領主と寒川氏ら荘園村落を代表する沙汰人層が、上田林や香西といった外部勢力の侵入に際して、これを排除するために共闘していることに注目した。そして乙訓郡の「惣国」とは、「日常性を越えて形成された非日常的な一揆」であり、「本来は対立すべき階層が談合という手段で一揆した『一揆の重層構造』を持つている、と説いた。⁽¹⁷⁾

湯浅氏の惣国一揆論は、一九九〇年代には「地域社会論」の中に組み込まれ、その一角を担うに至った。以後、乙訓郡「惣国」は主に「地域社会論」の文脈で論じられるようになる。

榎原雅治氏は、乙訓郡の「惣国」を下から自律的に形成された地域社会と捉え、久世庄などの「惣荘」を地域社会の構成要素であると共に荘園制という国家秩序の一端を担うものとみなした。そして「惣国」と「惣荘」の関係を、「惣国」は「惣荘」に対し、地域社会の平和を維持するための義務の遂行を求めている、と解した。⁽¹⁸⁾

更に、湯浅氏の議論を受けて下川雅弘氏が地域の視座から乙訓郡一揆を再検討した。惣国一揆である乙訓郡一揆には、国衆や侍衆だけでなく、名主・百姓も関わっていたことを主張している。⁽¹⁹⁾

一方、徳政一揆研究や村落史研究の進展に伴い、戦乱が恒常化する戦国期における京都周辺地域の軍事的・政治的情勢にも目が向けられるようになった。田中克行氏は、戦国期には幕府や細川氏が半済給与（年貢の半分免除）を条件に京都近郊郷民を軍事動員していたことを指摘している。⁽²⁰⁾また酒井紀美氏は、応仁の乱における西岡衆や山科七郷の軍事行動を分析し、東軍・西軍双方が半済給付などの恩賞を通じて在地の武力

を組織していったことを具体的に明らかにしている。⁽²¹⁾

こうした研究に基づき、湯浅氏らの「惣国一揆論」とは一線を画して、応仁の乱を契機とする荘園制社会の解体という斬新な観点から乙訓郡「惣国」を捉え直したのが早島大祐氏の研究である。⁽²²⁾

早島氏は十五世紀中葉に西岡地域で地域住人が衆としての武家被官化を遂げ、応仁の乱における武家からの大規模な軍事動員と報酬給付を経て、東軍方の西岡被官衆の在地における知行地が飛躍的に拡大したことを指摘する。そして、「乙訓惣国」を「国衆が外部の侵入から地域の平和を守った事例」と評価する地域社会論に対して「歴史具具体性に乏しい」と鋭い批判を加え、「乙訓惣国」の本質を、応仁の乱後の知行のあり方を巡る、被官衆と細川氏の問題として捉える。すなわち、応仁の乱を通じて新たに獲得した所領・所職を維持するために主人である細川氏に知行保証を求めるといふ被官衆の請願行動、と評価するのである。

早島氏の研究は、近年の地域社会論が抱えていた「地域」へのある種のこだわりを切り落とし、荘園制の解体に対応した武家や寺社本所（荘園領主）の知行再編策という国制レベルの問題、換言すれば中央の問題を絞って絞込んだことで、議論を明快なものにした。だが、その過程で、地域社会の自律的な動向は事実上捨象された。⁽²³⁾

確かに西岡衆は乙訓郡「惣国」の関連史料において「西岡御被官中」「西岡御被官人」などと表現されることがあるが、一方で「郡内国人中」「乙訓郡之面々」とも呼ばれており、主従制の論理だけで乙訓郡「惣国」を説明するのは困難である。⁽²⁴⁾やはり「地域」の論理を考察する必要がある。

加えて、早島論文は乙訓郡「惣国」の歴史的前提となる西岡地域の社会情勢を考究したものであり、論文の性格上、乙訓郡「惣国」そのものに対する分析は十全ではない。

したがって、地域社会論批判という早島氏の問題意識を引き継ぎつつも、早島説に単に追従するのではなく、乙訓郡「惣国」結成の主体と論理を独自の視点から検討することが求められよう。次章以降では、関係史料を洗い直したい。

二 乙訓郡「惣国」結成の経緯

本章では、明応七年の乙訓郡「惣国」の活動経過を関係史料から復元する。

明応六年（一四九七）、管領細川政元の有力被官である香西元長が、山城国下五郡（宇治川以北）の守護代に補任された⁽²⁵⁾。翌年二月、細川政元は香西元長に対し、「城州河北」の「愛宕・宇治・紀伊・葛野・乙訓五郡内」の「寺社本所領并在々所々」の「年貢・諸公事物等五分一」の徴収を許可し、その旨を各郡の「郡内国人中・郡内名主沙汰人中」に通達している⁽²⁶⁾。つまり半済の五分の一版である。以下、五分一済と呼ぶ⁽²⁷⁾。

香西元長は同じ政元被官の安富元家と争い守護代の地位を失ったため、五分一済徴収はいったん中止された。しかし香西はすぐ守護代に再任され、十一月一日には五分一済徴収の許可を再度獲得している⁽²⁸⁾。

これを受けて十一月二十三日、「乙訓郡之面々」が「朝暮」に「談合」し、「当郡」を「国持」にするための「侘事」を行うことを決定した。そして「乙訓郡之面々」は東寺領上久世荘に対し、香西への礼銭の分担金として「出銭三貫文」を「相懸」たのである。上久世荘公文の寒川家光は二十四日、「乙訓郡之面々」に「一味」して分担金を支払うべきかどうか、東寺に伺いを立てている⁽²⁹⁾。ここに見える「国持」とは後述の史料から守護使不入の事と推察される⁽³⁰⁾。

十一月二十七日、寒川家光は東寺に対し書状を送り、明日二十八日に「向日宮」で「国之寄合」があるので、東寺の意向を承っておきたいと

述べている。その上で、「一味」すれば「郷次」に賦課された五分一済を払わないですむので協力すべきである、東寺領は元来は守護不入であるが、今回は「郷次」に賦課されるであろう、と上申し⁽³¹⁾ている。

十一月三十日、寒川は東寺に折紙を送り、「向日宮」での「国之寄合」の結果を以下のように報告している。「乙訓郡之内寺社本所」についても、当年に限り、「礼物」を支払うことで「五分一」を免除してもらわなければならないと決議されたが、東寺の考えがどのようなかが問題になった。明日の十二月朔日に「諸本所之返事」を聞くために「国之衆」が「鶏冠井在所」に「参合」するので、東寺も覚悟を決めてほしい。「国次」から外れて「一味之儀」に参加しなかったら（礼銭を支払わなかったら）、香西から「五分一之催促」を受けるだろう。先日の注進内容と今回の注進内容が食い違っているように思われるだろうが、それは「国之儀」が変更になったからである、うんぬん⁽³²⁾。恒久的な「国持」から「当年計」の五分一済免除へと、香西に対する要求内容が後退していることがうかがわれる。

十二月十一日には神足友春・物集女光重・野田泰忠の三人が「久世上・下庄御沙汰人中」に宛てて連署書状を出している⁽³³⁾。その内容は次のようなものである。「当郡」への不入については、以前香西に「侘事」した結果、いったんは認められたが、今度香西方は「五分一配符」を持って「在々所々」に入部している。そこで我々は再び「侘言」を行う。当郡においては、「在々所々」同様、「諸本所」も「礼物」を「用意」すべきである。この旨をよくよく東寺にお伝え願いたい。ご了承いただきために、「惣中」からも詳しく申し上げる。（礼銭の）「御無沙汰」は許されない。東寺から「御返事」が来たら、すぐに「催促」するのでよろしく。寒川は同月二十日、東寺に対し神足らの要請を注進している⁽³⁵⁾。

こうした乙訓郡「惣国」の奔走により、礼銭を支払うことで明応七年

の香西による五分一済賦課は最終的には回避される⁽³⁶⁾。

三 乙訓郡「惣国」結成の主体と論理

一連の経緯から、乙訓郡内の「寺社本所領」の五分一済は寒川ら「名主沙汰人中」に、「在々所々」の五分一済は神足・物集女・野田・鶏冠井ら「国人中」に、それぞれ納入義務があったということが分かる。

この「名主沙汰人」と「国人」という両階層が、香西方の入り部という外部勢力の侵入に対処すべく、日常的な対立関係を越えて重層的に「一揆」したのが乙訓郡「惣国」であると湯浅氏は説くのだが、果たしてそうであろうか。

まず、明応七年の五分一済免除交渉の中で「惣国」はどのような形で登場するのか、確認しておく。以下に史料を掲げる。

【史料一】 上久世莊公文寒川家光書状（傍線は筆者が付した）⁽³⁷⁾

当郡不入之事、自国御託事申、御成敗出候者、五分一之事、為

御礼物国より可押置之由申候て、年老衆以折紙、上・下庄へ被申

候、為御心得注進申候、恐々謹言、

明応七年
十二月廿日

公文
家光（花押）

公文所

御坊

明応七年の五分一済免除交渉に関する史料のうち、行為主体としての「国」文言が見える唯一の史料である。この史料によると、香西方に対し「国」が「当郡不入之事」を願っている。そして、当郡不入が認められた場合、五分一済免除の「御礼物」を香西に支払う必要があるため、東寺領である上久世・下久世莊に対して「国」が礼銭の分担を要求している。ここでの「国」は、「年老衆」を中核とする支配団体という意味で用いられている⁽³⁸⁾。

この「国」の決定を上久世莊公文の寒川家光に通知した「年老衆」の「折紙」とは、次の史料のことであろう。

【史料二】 神足友春等連署書状⁽³⁹⁾

先日会合之折節雖申、尚以申入候、当郡除之事、以前致侘事候間于今無為⁽⁴⁰⁾候処、今度五分一配符就被入在、所、候、重而致侘言候、然者当郡同為諸本所、礼物可致用意候、御拘方へ此由能々可被仰届候、為御心得、自惣中委可申由候、御無沙汰不可然候、依京都之御返事、臆而可致催促之由候、恐々謹言、

明応七年
十二月十一日

野田上野介
泰忠（花押）

物集女四郎右衛門
光重（花押）

神足備前守
友春（花押）

久世上庄
御沙汰人中

神足友春・物集女光重・野田泰忠の三人は、【史料一】に従えば、「国」⁽⁴¹⁾「惣中」の「年老衆」ということになる。彼等はいずれも国人、幕府直勤の御家人である。

このことを踏まえて、乙訓郡「惣国」の構成主体を考えてみたい。前述したが、香西による五分一済徴収を回避すべく、「乙訓郡之面々」は「談合」を行い、「当郡」を「国持」にするよう「侘事」することを決定している⁽⁴²⁾。この「乙訓郡之面々」こそが「惣国」の運営者であろう。では「乙訓郡之面々」とは、どのような人たちなのか。

十一月二十八日には乙訓郡の郡鎮守である向日宮で「国之寄合」が行われている⁽⁴³⁾。この「国之寄合」とは、十二月一日に鶏冠井氏の在所で行われた「国之衆参会」⁽⁴⁴⁾から判断するに、「国之衆」つまり国衆の寄合と考えられる。よって乙訓郡「惣国」を構成する「乙訓郡之面々」とは国衆のことであろう。具体的には神足・物集女・野田・鶏冠井ら「郡内国人中」、乙訓郡の幕府御家人を指す。

この「国之寄合」には寒川ら社本所領の荘官も参加していたが、社本所の意向を聴取するために国衆が彼らを招いたのである。彼ら「名主沙汰人」は在京領主である社本所の代弁者でしかない。寒川家光が十一月二十四日の書状で「兎にも角も寺家之御返事ニ可任候⁽⁴⁵⁾」と判断を仰いでいることが、その事実を端的に示す。また同二十七日の書状では、明日の「国之寄合」では「御返事之様」を尋ねられるだろうから「寺家之御返事之趣」を「内々」に知っておきたいと寒川は東寺に申し入れている。⁽⁴⁶⁾寒川らは決して在地の代表ではないのである。⁽⁴⁷⁾

香西方の入部が「在々所々」から始まったことが明瞭に示すように、⁽⁴⁸⁾守護方の脅威をより強く感じていたのは、社本所ではなく「在々所々」の「国人」の方であった。

これに対し、東寺は「惣国」への協力には消極的であった。⁽⁴⁹⁾これには一つには、社本所領が原則的に守護不入であったからだろう。寒川氏が「御寺領之御事者、不入之儀ニ候へ共、当時之事ニ候間、郷次ニさせられ候⁽⁵⁰⁾」と東寺に警告していることが、この推定を裏付ける。

実際、明応六年に香西元長が下五郡守護代に初めて就任した時、現地に入部した香西方の違乱行為に対し、在京の荘園領主たちは守護不入を根拠に、將軍足利義澄・細川政元・伊勢貞陸（山城守護）らに「社本所領」の保護を依頼している。

明応七年の香西方の再入部に際しても、宇治郡の勧修寺領や葛野郡の太秦広隆寺領、愛宕郡の下鴨社領など、下五郡に荘園を持つ在京領主は、幕府に働きかけて使者の入部を停止する奉行人連署奉書を獲得している。⁽⁵²⁾乙訓郡上久世荘の領主である東寺に至っては、寒川が「惣国」への参加を東寺に進言している明応七年十一月末に、「惣国」を無視して単独で香西方に礼銭を貢納している。⁽⁵³⁾有力者との関係を持つ在京の諸権門は、国衆ほどには危機感を抱かず、在地の「惣国」に協力するよりは自力で

の解決を志向したと思われる。⁽⁵⁴⁾

しかしながら「在々所々」の国衆は、「当郡を国持」にするという地域の論理を掲げることで、「乙訓郡之内社本所」を五分一済免除運動に巻き込もうとしたのである。事態は常に、国衆からの要請↓名主沙汰人による取次↓社本所の返事という形で推移する。ここに国衆の圧倒的な主導性が認められる。荘園村落が主体的に「惣国」実現を目指したわけではないのである。

先行研究は乙訓郡「惣国」を「領主層と百姓の重層的一揆⁽⁵⁵⁾」と評するが、「在々所々」の国衆と「諸本所」の名主沙汰人との間での立場の相違に留意する必要がある。先述したように、「国之寄合」は国衆の集會であり、沙汰人は各々の社本所（在京領主）の意見を代弁するため「国之寄合」にオブザーバーとして個別に出席したにすぎない。彼らの中に横の連携があった確証はない。⁽⁵⁶⁾

地域社会における礼銭費用の共同負担、国衆から社本所への協力要請（「一味之儀」）という評価にも再考の必要があろう。寒川の書状の「出銭三貫文被相懸⁽⁵⁷⁾」という表現が、事の本質を如実に表しているように、実際には「惣国」から「惣荘」への賦課以外の何物でもなかった。

「惣国」側が割当額を「一方的に決定していること一つ取っても、在地領主と村落百姓との間で共同性が形成されたという先学の理解は成り立ち難い。

同様の事態は、これより以前の長享元年（一四八七）にも認められる。細川政元の被官である上田林氏が西岡の畠山義就被官跡の闕所に入部しようとしたので、乙訓郡の「国衆」は「屋形」（細川政元）に「礼銭」を支払うことで、上田林の入部を停止してもらったことにした。だが「礼銭」が「過分」であったため、国衆は「諸郷々」に対して「出銭」を課した。⁽⁵⁹⁾

ここで注目したいのは、「出銭」要求に際して「国衆以連判申」した点である。国衆は一揆的結合を遂げることで、寺社本所領荘園に対する強い交渉力を得たのであろう。この国衆の連合こそが「惣国」であると考えられる。別個に活動する沙汰人層とは対照的な動向と言える。

長享元年閏十一月三日、神足・平孫・物集女・竹田・鶏冠井・小野という乙訓郡の国衆六氏は寒川家光に対し連判の書状を送っており、「郷々出銭」に「御承引」しない「御本所」（東寺）を再度説得しよう依頼している⁽⁶¹⁾。国衆は「惣国大儀之事候間、御合力之事、寺社本所へ承申候」と述べ、この問題が乙訓郡全体に関わる問題であることを力説しているが、「惣国」を実質的に運営しているのは彼ら国衆の一揆的結合である。各荘園の沙汰人は「惣国」から圧力を受ける客体にすぎない。

同月十三日、寒川は東寺に対し説得を試みているが、その折、「国之面々、去七日より御陣へ罷下、大略事調候間、堅申越候」と報告している⁽⁶²⁾。細川方と交渉しているのは専ら国衆であり、上久世荘などの寺社本所領は、割り当てられた「出銭」を納入するだけの存在にすぎない。

東寺は「国衆申出銭事、更以於当庄無其謂」と難色を示したが、「雖然以連判申之間、被相尋地下之儀」と、しぶしぶ出銭に応じる姿勢を見せた⁽⁶³⁾。五百疋の下行を要求する地下に対し、東寺は百疋のみ下行して残りは地下で負担するよう命じた⁽⁶⁴⁾。だが東寺が少額とはいえ札銭を抛出したことは重要である。そして東寺の譲歩を引き出したのは、「国衆」の「連判」という集団的圧力であった。国衆は「惣国」に結集することで、寺社本所に対して優位に立つことができたのである。

先学は在地領主層と荘園村落の利害の一致を説くが、細川京兆家権力への札銭納入の動機は国衆の側にあり、ゆえに彼らは「談合」「寄合」によって意思統一を図った。これに対して寒川ら沙汰人は、寺社本所（在京領主）の代理人として「惣国」に合力する立場に留まる。にもか

かわらず寒川家光がかくも熱心に「惣国」への協力を東寺に訴えるのは、在地における国衆との日常的な合力関係に基づくと思われる。だがそのことは、寒川氏が「惣国」の構成員であることを意味しない。

明応八年、山城に侵攻してきた畠山尚順方との合戦のため、細川政元は「西岡中脈被官中」に対し兵糧料として半済を給付した。この政元による半済充行（「右京兆下知」）を根拠に、西岡衆が寺社本所領から年貢の半分を徴収しようとしたため、東寺など寺社本所は押領停止の奉行人連署奉書を幕府から獲得している。しかし、その後も押領行為は続き、東寺は「国衆かつて承引せず、なおもつて違乱におよふ」と再度幕府に訴えている⁽⁶⁵⁾。

早島氏が批判するように、地域社会論の視座に立った時、明応七年の五分一済免除運動の翌年に起こった西岡衆（乙訓郡「惣国」の構成員を含む）の寺社本所領への乱入を整合的に解釈できない⁽⁶⁶⁾。

右の事情を考慮すると、日常的対立を止揚した重層的な一揆として乙訓郡「惣国」を捉えることは難しい。乙訓郡「惣国」の運営者はあくまで乙訓郡の国衆だった。明応八年になって突如「一揆を支えていた地域の論理が消滅」したというよりも、最初から武家領の領主（国衆）と寺社本所領荘園の村落・百姓との連帯は実現していなかった、と見るべきではないだろうか⁽⁶⁷⁾。

一方、早島氏のように、「地域」の論理を完全に切り捨てて主従制の論理だけで説明する手法にも限界がある。香西の五分一済賦課は山城国下五郡全域に及ぶものであるから、乙訓郡「惣国」を西岡の細川氏在地被官衆の一揆と捉えた場合、なぜ一揆の範囲が乙訓郡という一郡に限定されるのか理解できない⁽⁶⁸⁾。また当該地域の公文・沙汰人の中には、寒川氏をはじめ、細川京兆家の被官となっている者が少なくないが、彼らは「惣国」の構成員ではなかった。

したがって乙訓郡「惣国」は、幕府御家人という同一身分をメンバーシップとする集団Ⅱ国衆によって運営されたと言えよう。彼ら乙訓郡の国衆は、ある時は地域の論理を標榜して（「惣国大儀」）五分一済免除交渉に寺社本所領莊園を引き込み、またある時は主従制の論理を抛り所にして（「右京兆下知」）寺社本所領に半済を賦課したのである。

四 「惣国」と「惣国一揆」

以上のように見ていくと、乙訓郡「惣国」は、文明十七年（一四八五）以降南山城に展開した南山城「惣国」（山城国一揆）と基本的に同一の構造であることが了解されよう。

まず乙訓郡「惣国」の「国之寄合」だが、南山城「惣国」の「国人集会」と同質のものと云える。文明十八年、「山城国人」は宇治平等院で会合し、「国中掟法」を定めた。⁽⁷⁴⁾宇治平等院の北を流れる宇治川は山城国の下五郡と上三郡を分かち南北の境界線であり、平等院は宗教的な境界としての意味を持っていたという。⁽⁷⁵⁾支配領域における中核的な寺院が集会の場所選ばれたのである。

文明十七年に「国一揆」として蜂起し、両畠山（義就・政長）の撤退後に南山城「惣国」を運営したのが、「国中三十六人衆」を中核とする「山城国人」、「山城国衆」であることについては、研究者間で見解の一致を見ている。⁽⁷⁶⁾にもかかわらず、先行研究の多くが民衆の参加に拘り、「山城国一揆」における百姓層の役割を特筆するのは、『大乘院寺社雑事記』に「今日山城国人集会、（上ハ六十歳、下ハ十五六歳云々）、同一国中土民等群集⁽⁷⁷⁾」という有名な記述があるからである。

しかしこれは、運動としての「国一揆」と、機関としての「惣国」を混同して論じたがゆえの誤謬と思われる。「一国中土民等群集」は、両畠山の軍勢に撤兵要求を突きつける局面で生じたものであり、両軍の

退陣後、南山城「惣国」の運営に「一国中土民等群集」が関与した様子は全く見られない。両畠山退陣という所期の目的を達成してしまおうと「一国中土民等群集」という結合は解散してしまい、以後は政治的力量を持つ「山城国人」が「惣国」を運営した。つまり恒常的に機能したのには国衆の「集会」であり、この点も乙訓郡「惣国」と共通する。

また南山城「惣国」が「菅井惣庄」に半済を賦課したことは夙に知られているが、乙訓郡の「惣国」が上久世莊などの「惣莊」に礼銭の分担金を割り当てたのも、半済と礼銭という形式的な違いこそあれ、本質的には同種のものと考えられる。いずれも国衆の主導性は明白である。

むろん守護権を継承し長期間にわたって地域支配を行った南山城「惣国」と異なり、乙訓郡「惣国」は「国持」体制を実現することができなかったのであり、両者の懸隔は大きい。けれども、構成主体に注目した場合、南山城「惣国」も乙訓郡「惣国」も、国衆の一揆的结合に支えられていたという点で共通性を有しているのである。⁽⁸⁰⁾

そうなると、そもそも乙訓郡「惣国」や南山城「惣国」を「惣国一揆」と判定するのが妥当なのか、という問題を考えねばなるまい。上述の通り、現在の研究段階において「惣国一揆」は、広範な村落百姓が「本来は対立すべき支配階層」である在地領主層と重層的に結合した一揆、と定義されるが、乙訓郡「惣国」の実態はこの条件に背馳する。村落と領主が「共同しえた点にこそ、『惣国一揆』の一揆たるゆえんがある⁽⁸²⁾」のだとすれば、国衆が形成した地域支配権力である乙訓郡「惣国」を「惣国一揆」と把握する積極的な意義はもはや無いとすら言える。⁽⁸³⁾

現行の「惣国一揆」概念に最も合致する実例は伊賀「惣国一揆」であろう。織田信長の軍事的脅威に対処すべく永禄十二年（一五六九）十一月に制定されたと見られる「惣国一揆掟書⁽⁸⁴⁾」においては、「上は五十、下は拾七」が在陣するという総動員体制が規定され、「在々所々」でそ

れぞれ「武者大将」を決めて「惣」はその指揮下に入るといふ整然たる軍事編成がなされ、更に足軽として手柄を立てた「百姓」は褒美を与えられ「侍」に取り立てられるとされた。これはまさに地域社会の防衛のために身分差を超えて結成された一揆と言え、「惣国一揆」の呼称に相応しい。

右の「惣国一揆掟書」には「惣国」文言が頻出する。ここでの「惣国」は、「当国」（伊賀国）という意味だけでなく、「惣国」として兼日に発向「惣国出張」など、政治主体を指す語としても使われている。⁽⁸⁶⁾このため「惣国」＝「惣国一揆」と理解されてきたが、果たしてそうだろうか。連判によって制定された「惣国一揆掟書」は一揆契状としての機能を⁽⁸⁷⁾持つ。よって永禄十二年十一月段階で伊賀「惣国一揆」が成立したことになる。

稲本紀昭氏は、「伊賀惣国」という言葉が早くも天文二年（一五三三）には史料上に出現していたことを発見している。天文元年、奈良中で土一揆が蜂起し、その余波は翌二年まで続いた。このため興福寺は「一揆静謐調法之事」について隣国伊賀に書状を送っている。⁽⁸⁹⁾

同年三月、興福寺は「土一揆成敗」について、「伊賀国取継」の田山・稲垣氏、「城州惣国取合」の狛・木津・稲八妻氏と交渉している。⁽⁹⁰⁾

興福寺の「学侶引付」の同月十日条には「今度伊賀惣国」江樽被遣処、御懇之至面目至極畏入候由、返条在之、自然一揆蜂起在之者、曾以不可有別義之由、被申越候条、山城返条共、以六方為披見被遣了」とある。⁽⁹¹⁾一揆鎮圧への協力の礼として、興福寺が伊賀・山城の「惣国」に樽を送ったものと思われる。⁽⁹²⁾

これらの記述から天文二年段階で「伊賀惣国」と「城州（山城）惣国」が存在していたことは確実である。しかも「取継」「取合」の人員から、二つの「惣国」が国衆の一揆的結合に支えられていたこともうかがえる。

両「惣国」は奈良の土一揆の鎮圧に貢献しており、国衆が主導する「惣国」の活動は地域防衛に限定されるものではなかった。

この「伊賀惣国」の活動は以後も継続している。永禄十二年九月には、「甲賀衆、伊賀惣国催テ江州一揆蜂起歟」という風聞が流れている。⁽⁹³⁾「甲賀衆」の交渉相手としての「伊賀惣国」は、国衆の連合体と考えられ、百姓の参加を想定することはできない。領主による百姓の軍事動員には、もともと危機管理という大きな社会的制約が課せられており、地域防衛と関わりのない軍事行動に参加させることは極めて困難であった。⁽⁹⁴⁾

したがって、百姓層をも包摂する伊賀「惣国一揆」は、織田信長との対峙という「惣国」の存亡が懸かった緊急事態において結成されたものであるが、国衆を基盤とする「伊賀惣国」はそれより三十年以上前から成立していた、ということになる。歴史事実として、「伊賀惣国」の成立と伊賀「惣国一揆」の成立とは、同義ではない。

ここで改めて「惣国一揆掟書」を検討してみよう。第一条では、他国からの侵攻に対しては「惣国一味同心に可被防候事」と記されている。つまり「惣国」が「一味同心」して防衛するのである。

ならば、通常時において「惣国」を主導している「国衆」を中核として、非常時に百姓層を含む「惣国」全体が一揆することで結成された集団こそが、「惣国一揆」ではないだろうか。⁽⁹⁵⁾要するに、村落・百姓層の自立化への、「惣国」＝国衆側の対応の結果として、身分差を超えた一揆である「惣国一揆」が立ち現れるのである。

従来の研究は「惣国」と「惣国一揆」を明確に区別することなく議論を進めてきた観がある。このため乙訓郡「惣国」も伊賀「惣国一揆」も等し並みに扱われる傾向があった。構成主体の相連に焦点を絞り「惣国」と「惣国一揆」を再定義することで、戦国期の地域社会の歴史的展開を客観的に捕捉する途が拓かれると筆者は考える。

おわりに

永原慶二氏が「惣国一揆」概念を定立するにあたって、実例として掲げたのは「山城国一揆」と「伊賀惣国一揆」であった。峰岸純夫氏や石田晴男氏らによって乙訓郡「惣国」も「惣国一揆」の範囲に組み入れられたが、峰岸氏らの「惣国一揆」概念は永原氏のそれと定義が異なっていた。すなわち、惣村を基盤とする小領主・農民の一揆ではなく惣村を支配する国人の一揆と位置づけたのである。⁽⁹⁶⁾この時点で既にボタンの掛け違いが始まっていたと言えよう。

湯浅治久氏は峰岸・石田説を「本質的には国人一揆との相違が失われ、『惣国一揆』論が提起された根本の問題に答えられていない⁽⁹⁷⁾」と批判するが、現実問題として、構成主体の面から見れば、乙訓郡「惣国」は国人一揆と本質的に相違しない。その意味では、研究史の初期において乙訓郡「惣国」が「惣国一揆」と規定された点に混乱の種があった、と見ることもできるだろう。

村落・百姓の成長をいかに評価するか、という問題は戦国期社会を研究する上で重要な論点であり、「惣国一揆」論はその課題に答えるために展開してきた。しかし、「惣国一揆」論が提起された根本の問題」に答えるがために、乙訓郡「惣国」の中に是が非でも「村の論理」を發見しようとするのでは、本末転倒であろう。

湯浅氏は惣国一揆を「一定の目的のもと、対立する階層が重層的に結合した一揆」と定義する。実のところ、氏の言う「重層的な一揆」の具象が筆者には今ひとつ想像できないのだが、語感からすれば、複数の一揆が縦に積み重なるといったイメージであろうか。池上裕子氏は、「山城国一揆」は国人の一揆と土民の一揆という二つの一揆から成る二重構造の一揆であると説いたが、強いて言うならば、これなどは「重

層的な一揆」に該当するだろう。

だが乙訓郡「惣国」においては、百姓の一揆どころか沙汰人の一揆すら史料的には確認できない。村落側からの主体的な行動が看取されない以上、乙訓郡「惣国」は国衆の地域的結合として捉えるべきである。⁽⁹⁹⁾戦国期の一揆が村落・百姓に規制されていたことは間違いない。⁽¹⁰⁰⁾領主の一揆が村落・百姓を支配していたことを強調する見方は一面的と言える。しかし全ての戦国期の一揆が村落・百姓を含み込んでいたとは限らない。事に依ると、戦国最末期の伊賀「惣国一揆」は例外的に村落・百姓層を含み込んでいたのかもしれないのである。多様な戦国期の一揆を統一的に把握するには、個々の事例をより慎重に検討する必要がある。他日を期したい。

〔注〕

(1) 稲垣泰彦「応仁・文明の乱」(同『日本中世社会史論』東京大学出版会、一九八一年、初出一九六三年)、同「山城国一揆」(稲垣前掲書、初出一九六八年)。稲垣氏は山城国一揆が在地領主層の反守護闘争であり農民闘争とは明確に異なることを主張したが、当時大きな反発を受けた。

(2) 永原慶二「国一揆の史的性格」(『永原慶二著作選集 第四卷』吉川弘文館、二〇〇七年、初出一九七六年) 五二六頁。「惣国一揆」という概念は、福田豊彦「国人一揆の側面」(同『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年、初出一九六七年)で既に用いられていたが、ここでは単に「一国的な規模で国人が結集する」(二三三頁)という意味を与えられていたにすぎなかった。戦国期固有の、農民闘争の要素を持つ一揆という意義付けは永原氏によって行われたのである。

(3) 村田修三「地域柄と地域権力」(『史林』五五―一、一九七二年)、同「用水支配と小領主連合」(奈良女子大学文学部『研究年報』一六、一九七三年)、同「戦国時代の小領主」(『日本史研究』一三四、一九七三年)、同「国人一揆と惣国一揆」(大阪大学文学部日本史研究室編『古代中世の

- 社会と国家」清文堂出版、一九九八年）、宮島敬二「荘園体制と『地域的一揆体制』」（『歴史学研究』一九七五年別冊『歴史における民族の形成』）、同「戦国期における在地法秩序の考察——甲賀郡中惣を素材として——」（『史学雑誌』八七一、一九七八年）など。
- (4) 峰岸純夫「変革期と一揆」（同『中世社会の一揆と宗教』東京大学出版会、二〇〇八年、初出一九八一年）一二七・一二八頁。なお峰岸説に先行する先駆的な指摘として、石井進「家訓・置文・一揆契状」（『日本思想大系21 中世政治社会思想・上』岩波書店、一九七二年）が注目される。石井氏は伊賀惣国一揆を分析し、「惣国一揆の基盤が国人・小領主層の上のみにおかれており、いわばかれらによる一国支配の機関が惣国一揆であった」ことを明言している（五五七頁、傍点は筆者が付した）。
- (5) 石田晴男「守護畠山氏と紀州『惣国一揆』——一向一揆と他勢力の連合について——」（『歴史学研究』四四八、一九七七年）、同「両山中氏と甲賀『郡中惣』」（『史学雑誌』九五・九、一九八六年）など。ただし石田氏は、永原氏の「惣国一揆」概念提唱以前から「惣国」に関して独自に研究を進め、口頭報告を行っていたという。弓倉弘年「紀州惣国をめぐって」（『和歌山地方史研究』三四、一九九八年）三三頁を参照。
- (6) 石田晴男「室町幕府・守護・国人体制と『一揆』」（『展望日本歴史12 戦国社会』東京堂出版、二〇〇一年、初出一九八八年）一一〇・一一二頁。惣国一揆の構成主体をめぐる議論は、畿内の中小「国人」を領主と規定するか土豪と規定するかという問題と密接に関わる。永原・村田・宮島氏らは土豪・小領主と位置づけるが、石田氏は彼等が帯びる御家人身分という属性を重視し、在地領主と評価する。
- (7) 池上裕子「戦国期の一揆」（同『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、初出一九八一年）、湯浅治久「戦国期在地領主と『惣国一揆』」（同『中世後期の地域と在地領主』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九三年）など。
- (8) 歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ『『地域社会論』の視座と方法』（『歴史学研究』六七四、一九九五年）八頁。なお池上氏は、下からの地域形成を強調する湯浅氏らの「地域社会論」には批判的である。池上裕子「中世後期の国郡と地域」（『歴史評論』五九九、二〇〇〇年）参照。
- (9) 湯浅前掲注（7）論文、二二二頁。
- (10) 近年は池享「戦国期の『国』について」（同『戦国期の地域社会と権力』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇五年）など、戦国期の史料に現れる「惣国」文言の意味内容を検討する研究も見られるようになった。
- (11) 最近では、紀伊における惣国一揆の成立を応永年間まで遡らせる研究が登場するなど、「惣国一揆」概念の拡張も著しい。川端泰幸「紀州惣国の形成と展開」（同『日本中世の地域社会と一揆』法蔵館、二〇〇八年、初出二〇〇一年）、海津一朗「最初の惣国一揆」（佐藤和彦編『中世の内乱と社会』東京堂出版、二〇〇七年）を参照。
- (12) 水上一久「文明十七、八年の山城国一揆について」（同『中世の荘園と社会』吉川弘文館、一九六九年、初出一九三六年）三三三頁。
- (13) 柳（川崎）千鶴「室町幕府崩壊過程における山城国一揆」（日本史研究会史料研究部会編『中世の権力と民衆』創元社、一九七〇年）、森田恭二「山城国一揆」再考」（有光友学編『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館、一九八六年）など。山城国一揆の地域的範囲を確定し、乙訓郡「惣国」がこれとは別に成立したものであることを解明したのは森田氏である。
- (14) 石田晴男「山城国一揆の解体——特に『惣国一揆』の観点から——」（『信大史学』六、一九八二年）四四頁。
- (15) 山城国一揆に関しても、近年は政元の主導性が否定されつつある。川岡勉「室町幕府——守護体制と山城国一揆」（同『室町幕府と守護権力』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九九年）一九四頁参照。
- (16) 玉城玲子「十五世紀後半の乙訓における惣国について」（中山修一先生古稀記念事業会編『長岡京文化論叢』同朋舎出版、一九八六年）。
- (17) 湯浅治久「革嶋氏の所領と乙訓郡一揆」（湯浅前掲書、初出一九八九年）二〇三頁。
- (18) 榎原雅治「地域社会における『村』の位置」（『歴史評論』五七五、一九九八年）二〇〇・二二頁。この榎原氏の理解に対しては、池上前掲注（8）論文による批判がある。
- (11) 乙訓郡「惣国」の構造（呉座）

- (19) 下川雅弘「武家権力による諸役賦課と荘園領主・在地社会の対応―乙訓郡一揆の再検討を通して―」(『史叢』六七、二〇〇二年) 四九頁。
- (20) 田中克行「村の『半済』と戦乱・徳政一揆」(同『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年、初出一九九三年)。
- (21) 酒井紀美「応仁の『大乱』と在地の武力」(歴史学研究会編『戦争と平和の中近世史』青木書店、二〇〇一年)。
- (22) 早島大祐「京都西郊地域における荘園制社会の解体」(同『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (23) 早島前掲注(22) 論文は地域社会の側の動向に全く目を配っていないわけではないが、「在地被官人側によるなし崩し的な知行」(三二七頁)などと、ネガティブに記述するに留まる。
- (24) 湯浅前掲注(17) 論文は、乙訓郡一揆に参加した者が、「西岡中脈被官人」のうち、乙訓郡内の被官人に限定されている(同じ西岡被官衆でも葛野郡の革嶋氏などは参加していない)ことに注目し、「彼らは被官人中として一揆を形成したわけではなく、一揆の構成員が被官人の一部であったにすぎない」と論じ、この一揆が郡一揆として成立したことを重視している(二〇五・二二七頁)。一方、下川前掲注(19) 論文は、細川京兆家との被官関係を持たない国衆も礼銭貢納に参加していることに注意を促している(六一頁)。
- (25) 下川前掲注(19) 論文、六九頁。
- (26) 明応七年二月一日細川政元奉行人飯尾家兼奉書案(『東寺百合文書』リ函二二一、『長岡京市史』資料編二 中世編年史料、一一八号)。
- (27) 『実隆公記』明応七年五月二十九日条(三条西実義編『実隆公記』巻三、五二八頁)。
- (28) 明応七年十一月一日細川政元奉行人飯尾家兼奉書案(『東寺百合文書』リ函二二五、『長岡京市史』資料編二 中世編年史料、一二一号)。
- (29) (明応七年)十一月二十四日上久世荘公文寒川家光書状(『東寺百合文書』を函五三四、『天日本古文書』家わけ第十、東寺文書之七、一〇一頁)。年次比定は武田修「寒川家光の花押について」(京都府立総合資料館『紀要』八、一九八〇年)に基づく。以下同じ。
- (30) 柳前掲注(13) 論文、二八三頁。
- (31) (明応七年)十一月二十七日上久世荘公文寒川家光書状(『東寺百合文書』を函五三六、『大日本古文書』家わけ第十、東寺文書之七、一〇二頁)。
- (32) (明応七年)十一月晦日上久世荘公文寒川家光書状(『東寺百合文書』を函五三九、『大日本古文書』家わけ第十、東寺文書之七、一〇三頁)。
- (33) 後掲の【史料二】。
- (34) (明応七年)十二月十九日下久世荘公文久世弘成書状(『東寺百合文書』を函五五一、『大日本古文書』家わけ第十、東寺文書之七、一〇四頁)に「去五月、香西方へ国なミ皆、礼ニ上洛候」とあり、香西への以前の「一揆事」とは、この五月のものを指すと思われる。
- (35) 後掲の【史料一】。
- (36) 玉城前掲注(16) 論文、七五七頁。
- (37) (明応七年)十二月二十日上久世荘公文寒川家光書状(『東寺百合文書』ソ函二六七、『長岡京市史』資料編二 中世編年史料、一二九号)。なお武田前掲注(29) 論文は、家光の花押形から本文書の年次を明応八年(文亀元年)に比定するが(二八八頁)、下川前掲注(19) 論文は明応七年としている(四七頁)。内容から見て、一連の五分一済免除交渉に関わる史料と判断できるので、明応七年と比定するのが妥当であろう。
- (38) 池前掲注(10) 論文、七六・七七頁。
- (39) (明応七年)十二月十一日神足友春等連署書状(『東寺百合文書』ソ函二六三、『長岡京市史』資料編二 中世編年史料、一二六号)。
- (40) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇一頁。
- (41) 前掲注(29) 史料。
- (42) 向日宮は当該地域の「荘郷鎮守」のネットワークの中核にあったことが指摘されている。歴史学研究会日本中世史部会運営委員会ワーキンググループ『地域社会論』の視座と方法(『歴史学研究』六七四、一九九五年)八頁参照。なお同社では土一揆が蜂起したこともある。湯浅前掲注(17) 論文、二一八頁。
- (43) 前掲注(32) 史料。
- (44) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇一頁。

- (45) 前掲注(29) 史料。
- (46) 前掲注(31) 史料。
- (47) 上久世荘には公文寒川氏の他に、和田・利倉氏などの沙汰人が存在するが、両氏は乙訓郡「惣国」関係史料には全く登場しない。寒川のみが「国ノ寄合」に参加したのは、彼が村落の代表としてではなく、荘園現地の最高責任者＝荘園領主の代理人として出席したことを示すものだろう。上久世荘における沙汰人層(地下の侍)の「衆」としての結集＝「侍衆」は、乙訓郡「惣国」の運営に反映されていない。
- (48) 前掲の【史料二】。
- (49) 下川前掲注(19) 論文、四九頁。
- (50) 前掲注(31) 史料。
- (51) 川崎千鶴「室町幕府の崩壊過程——応仁の乱後における山城国の半済を中心——」(村田修三編『戦国大名論集5 近畿大名の研究』吉川弘文館、一九八六年、初出一九六九年) 七六頁。
- (52) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇二頁。
- (53) 下川前掲注(19) 論文、五一頁。
- (54) なお、東寺はこの種の礼儀負担を、在地(東寺領荘園)に転嫁することを当然と考えていた。下川前掲注(19) 論文、五三頁を参照のこと。
- (55) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇九頁。
- (56) 東寺という同じ荘園領主を仰ぐ上久世・下久世荘においても、各々の公文は個々に東寺に報告している。従来通りの報告方式であり、荘園制的な枠組みを越えた沙汰人層の一揆的な結合は見られない。
- (57) 前掲注(29) 史料。
- (58) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇八頁。
- (59) 「鎮守八幡宮供僧評定引付」長享元年閏十一月十八日条(『東寺百合文書』ね函二六―一三、『大日本史料』八編二冊、三三二頁)。
- (60) 前掲注(59) 史料。
- (61) (長享元年) 閏十一月三日神足友善等連署書状(『東寺百合文書』を函三二―一一、『大日本古文書』家わけ第十、東寺文書之七、一〇頁)。
- (62) 長享元年閏十一月十三日上久世荘公文寒川家光書状(『東寺百合文書』二函八四、京都府立総合資料館編『東寺百合文書』七、五八・五九頁)。
なお「御陣」とあるのは、当時、細川政元が將軍足利義尚の六角高頼討伐に従軍し、近江に在陣していたからである。
- (63) 「鎮守八幡宮供僧評定引付」長享元年閏十一月二十五日条(『東寺百合文書』ね函二六―一四、『大日本史料』八編二冊、三三二頁)。十二月十三日条では、この出銭のことが「国衆エ合力」と表現されている。
- (64) 下川前掲注(19) 論文、五七頁。
- (65) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇三頁。
- (66) 田中倫子「東寺の合力要請」(『展望日本歴史12 戦国社会』東京堂出版、二〇〇一年、初出一九八八年)を参照のこと。
- (67) 今谷明「京兆専制」(同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九七七年)二七〇頁。
- (68) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇六頁。
- (69) 早島前掲注(22) 論文、三二九頁。
- (70) 湯浅前掲注(17) 論文、二〇七頁。
- (71) ただし、上久世・下久世の「両沙汰人」である寒川氏・久世氏は国衆の明応八年の「押妨」を密かに「許容」しており、国衆に対し寺社本所の現地責任者が個人的に合力を行うという構図は明応七年から継続している。湯浅前掲注(17) 論文、二〇七頁を参照のこと。
- (72) 池上前掲注(8) 論文や池前掲注(10) 論文は、郡単位での結合である事実から、乙訓郡「惣国」が国郡制的枠組みに規定されていたことを主張する。しかし郡規模で成立した結合が「国」「惣国」と呼ばれていることに留意すれば、上からの領域秩序の単なる受容ではなく、地域社会の側から現実即した形で秩序観念を捉え返していることと見ることができよう。つまり下からの独自の「地域」観念の発露である。この点に関しては、前掲注(42) 論文、田中克行「全国『郷質』『所質』分布考」(田中前掲書)、稲葉継陽「領域秩序の形成と国郡制」(同『日本近世社会形成史論』校倉書房、二〇〇九年、初出二〇〇四年)も参照のこと。
- (73) 田中倫子「戦国期における荘園村落と権力」(『日本史研究』一九三、一九七八年)二四頁、末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国

- 化」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年)一八七頁。
 なお、在地土豪層の組織化と細川氏分国からの外来被官人の在地扶植という主従制的支配によって細川政元が京都近郊での軍事編成・経済的基盤の設定を進めたという田中氏の見解は、早鳥説の前提となっている。
- (74) 『大乘院寺社雑事記』「尋尊大僧正記」文明十八年二月十三日条(増補續史料大成『大乘院寺社雑事記』八、臨川書店、四一八頁)。
 (75) 森田前掲注(13)論文、三七七・三七八頁。
 (76) 山城国一揆の研究史に関しては、森田前掲注(13)論文、日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆―自治と平和を求めて―』(東京大学出版会、一九八六年)などで詳細な整理がなされているので、そちらに譲る。
- (77) 『大乘院寺社雑事記』「尋尊大僧正記」文明十七年十二月十一日条(増補續史料大成『大乘院寺社雑事記』八、三九四頁)。
 (78) 『大乘院寺社雑事記』「尋尊大僧正記」文明十八年五月九日条(増補續史料大成『大乘院寺社雑事記』八、四四七頁)。
 (79) 川岡前掲注(15)論文、一九五頁。
 (80) 玉城前掲注(16)論文、七五七頁。
 (81) この意味で「山城国一揆」を同時期に勃発した丹波国人一揆や摂津国人一揆と関連づけ、一般百姓を含まない国人・土豪連合と規定した森田氏の見解は今なお傾聴に値する。森田前掲注(13)論文、三九三頁を参照されたい。ただし「国一揆」と「惣国」を峻別する本稿の立場に則れば、恒常的組織である南山城「惣国」と異なり、一時的運動である「山城国一揆」には百姓層も参加している、という理解になる。
- (82) 湯浅前掲注(17)論文、二一八頁。
 (83) 不思議なことに、乙訓郡「惣国」の構成員を武家被官衆とみなし百姓層の参加を想定していない早鳥氏も、乙訓郡「惣国」を「惣国一揆」の範疇で捉えている。早鳥前掲注(22)論文、三三二頁を参照のこと。
 (84) 藤田達生「惣国一揆と織田政権」(同『日本中・近世移行期の地域構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九七年)三七〇頁。
 (85) (永禄十二年)霜月十六日伊賀惣国一揆掟書写(『山中文書』、『三重県史』資料編、中世二、下巻、四〇八頁)。
 (86) 池前掲注(10)論文、七一頁。
 (87) 石井前掲注(4)論文、五五三頁。
 (88) 稲本紀昭「室町・戦国期の伊賀国」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一七、一九八八年)二一九頁。
 (89) 「興福寺学侶引付」天文二年二月十一日条(『木津町史』史料編一、七四四頁)。なお、この「土一揆」の実態は、本願寺の指導下にある一向一揆であった。金龍静「畿内の天文一揆考」(同『二向一揆論』吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九八九年)一八二頁。
 (90) 「蓮成院記録」天文二年三月条(増補續史料大成『多聞院日記』五、臨川書店、一八八頁)。
 (91) 「興福寺学侶引付」天文二年三月十日条(東京大学史料編纂所架蔵写真帳「学侶引付之写」請求番号61731230131)。
 (92) 「興福寺学侶引付」天文二年三月二日条によれば、興福寺は「伊賀・山城」に「礼」として「樽以下」を送っている。
 (93) 「多聞院日記」永禄十二年九月七日条(増補續史料大成『多聞院日記』二、一四六頁)。
 (94) 藤木久志「村の動員」(同『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、一九九七年、初出一九九三年)一七七頁。
 (95) 拙稿「書評・長谷川裕子著『中近世移行期における村の生存と土豪』」(『史学雑誌』一一九・二〇一〇年)九二頁。
 (96) 石田氏による「惣国一揆」の定義は論文ごとに微妙に異なり、国人を中核としつつも土豪・百姓をも糾合した一揆と説明している箇所もある。しかし、農民支配に転化する国人主導の一揆との評価は一貫している。
- (97) 湯浅前掲注(17)論文、二一八頁。
 (98) 池上前掲注(7)論文、三六六頁。ただし「一国中土民等群集」を「土民の一揆」と解釈する池上説には森田前掲注(13)論文などの異論がある。一揆かどうかは別として、「惣村に拠る土民の一揆」という池上氏の評価には解釈の飛躍があると筆者は考える。近年の土一揆研究は、土一揆が必ずしも村落結合を基盤としていないことを解明しており(神田

千里「土一揆像の再検討」『史学雑誌』一一〇—三、二〇〇一年）、「一國中土民等群集」が惣村単位で編成されたものである保証はない。この点に留意し、「惣」を基礎単位に軍事編成された伊賀「惣国一揆」との間に段階差を認めるべきだろう。

(99) ちなみに酒井紀美「応仁の乱と在地社会」(『講座日本荘園史4 荘園の解体』吉川弘文館、一九九九年)は、応仁の乱中に山科七郷が、個別領主との関わりを越えた惣郷として「半済」を獲得していく過程を詳細に分析し、「山城国一揆や乙訓惣国などの惣国一揆が示す方向性と多くの共通性をもっている」(一四三頁)と説く。地域社会の自律的な動向という意味で、両者に通底する要素があることは確かだが、差異にも注目する必要がある。山科七郷の半済要求は軍忠の代償として「兵糧料」を求め、郷民の年貢減免運動であり、逆に「山城国一揆や乙訓惣国」の動きは外部からの「兵糧料」徴収への国衆の抵抗を本質としている。国衆の動きと郷村の動きを常に連動的に捉える必要はないのである。

(100) たとえば久留島典子氏は、近江国甲賀郡において惣領家の影響下で村落を支配していた同名中が、徐々に名主・若党・百姓といった村落諸階層に強く規制されるようになり、やがて「衆惣」として村落の意向を代表する組織へと変貌していくことを論じている。湯澤(久留島)典子「中世後期在地領主層の一動向——甲賀郡山中氏について——」(『歴史学研究』四九七、一九八一年)四三頁を参照。

〔付記〕本稿は平成二十二年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。